



# NEWS RELEASE

2012年4月27日  
東ソー株式会社

## 南陽事業所の認定保安検査実施者の認定取り消し等について

2011年11月13日に発生しました弊社南陽事業所 第二塩化ビニルモノマー製造施設 爆発火災事故に関しまして、近隣住民の皆様、行政官庁などの関係先、関連する会社やお客様などに多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

同爆発火災事故により、本日4月27日付けで、経済産業省原子力安全・保安院より下記の通り、高圧ガス保安法に基づく認定保安検査実施者の認定取り消しの通知および指示書を受けましたので、ご報告致します。

今回の認定取り消しおよび指示書につきましては厳粛に受け止め、再発防止と信頼回復に向け、全社一丸となって取り組んでいく所存です。

### 記

1. 取り消しとなった認定  
高圧ガス保安法に基づく南陽事業所の認定保安検査実施者の認定
2. 認定取り消しの理由
  - (1) 平成23年11月13日に発生した南陽事業所 第二塩化ビニルモノマー製造施設の爆発・火災事故により、社員1名の死者を出したほか、爆風及び飛散物による近隣事業所の設備の損傷等の被害が生じたこと。
  - (2) 同日、山口県知事から事故が発生した第二塩化ビニルモノマー製造施設の使用停止命令を受けたこと。
  - (3) 南陽事業所において平成19年に作業リスクを低減するためのマニュアルの修正が提案されていたが、平成24年4月9日時点でも当該作業マニュアルの改正が行われていない事実が判明し、保安管理システムの継続的改善を求めている認定基準への不適合が認められたこと。
3. 認定取り消しによる影響  
南陽事業所は自ら保安検査を行うことができなくなり、山口県知事等が行う検査を受けることとなります。
4. 指示書の内容  
事故の再発防止策等に照らし合わせて保安体制等の点検をするとともに、本事故の発生に係る根本原因分析を行い、再発防止策を策定し実施すること。

本リリースに関するお問い合わせ先

広報室 (TEL: 03-5427-5103)

以上